

報告第3号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 3年 6月 8日提出

みやき町長 岡 毅

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月24日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

令和 2 年 10 月 9 日午前 10 時 13 分頃、町道中津隈市原線を自動車で走行中、公用車が右折しようとしたところ、後ろから追い越そうとした相手車の右前方が、公用車の右後方に追突した事故であり、双方が損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 112,787 円を支払う。
相手方は、町に対し、損害賠償金として 67,247 円を支払う。

位置図

